

告示

埼玉県告示第九百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県知事 上田清司

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
埼玉 県知 事第 十号	ビューロ ーペリタ スジャパ ン株式会 社	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	東京御茶ノ 水事務所 東京都千代田 区神田駿河台 二丁目八番	東京御茶ノ 水事務所 東京都千代田 区神田駿河台 四丁目三番地	平成三十年 九月三日